

## 群馬県がん登録審議会の運営に関する取扱要領

### (目的)

第1条 群馬県がん登録審議会設置要領（平成27年11月6日施行）（以下「要領」という。）第7条の規定に基づき、群馬県がん登録審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

### (審議会の開催)

第2条 審議会の開催については、原則として3月と9月の年2回とする。

### (審議)

第3条 要領第2条（2）で定める審議事項の審議については、群馬県がん登録資料利用に関する取扱要領（平成20年7月25日施行）に基づく利用申請書が、群馬県がん登録事業実施要綱（平成5年12月7日施行）第9条第2項に定める登録情報管理者に提出され日により、次のとおり行う。

（1）8月1日から1月31日までの間に提出された利用申請書に関する審議 3月

（2）2月1日から7月31日までの間に提出された利用申請書に関する審議 9月

### 附 則

1 この要領は、平成28年12月15日から施行する。